

勧告等措置区分（台風等対策）

姫路港（八木港を含む）、相生港、赤穂港

「第二体制」の措置内容

- ① 総トン数1,000トン以上の船舶は、原則として入港を見合わせる。
- ② 総トン数1万トン以上の船舶は、原則として港外へ避難すること。
- ③ 総トン数1万トン未満の船舶は、避泊場所を選定し、台風等の動向、避難完了までに要する時間を勘案の上、時期を失することがないよう安全な場所に避難し、保船等万全の措置をとること。
- ④ 小型船舶は台風の動静に留意し、準備に要する時間を勘案の上、安全な場所での係留強化、陸揚げ固縛などの荒天準備(流出防止措置)を行うこと。
- ⑤ 修繕中の船舶等は、係留の強化、保船要員の確保等保船に万全に措置をとること。
- ⑥ 工事作業船等は、作業を中止し安全な場所へ避難すること。
- ⑦ 国際VHF(ch16)を常時聴守すること。
- ⑧ 当直者(船橋当直、無線当直等)を配置すること。
- ⑨ AIS搭載船舶はAISの作動を確認すること。